

第十八條 本會は漸次基本金を蓄積し會長之を保管す。
第十九條 既納の會費及金品は如何なる場合と雖も返付せず。

附 則

- 一、當分の中本會基本金及事業資金醸出の目的を以て年一回在京正會員は金拾圓以上、地方正會員は金五圓以上の金銭若くは之に相當する價格の製作品を本會に納むるものとす。
- 二、前項の收入及事業益金の半額以上を積立て、本會基本金となし其額金壹萬圓に達するときは本附則を削除するものとす。

⑪ 生徒監設置と風紀取締り

大正四年十二月二十七日、助教教授玉田文作が辭職し、次いで同月三十一日、囑託(もと助教)羽田禎之進が解囑となった。ともに宮城県生まれでもと軍人。本校においてもともに体操授業や教務および庶務掛をつとめ、生徒の修学旅行を引率するのが常だった。職務に勤勉で生徒の面倒をよくみたが、両者とも酒を好み、修学旅行の折りなどに好もしくらぬ振舞いがあった。校長はこれを憂慮していたが、大正四年十二月に至り辭職を勧告した。

大正四年十一月十日、京都御所で大正天皇即位礼が挙行された。本校の職員と生徒は同月六日に二重橋外で他の官立諸学校と並んで御発輦を見送り、即位礼当日は講堂で御眞影奉拝、勅語奉誦訓話、万才三唱などを行なった。その際、生徒たちは他の学校に倣って奉祝会を行いたいと申し出、校長は酒気を帯びず静粛に行うことを条件に許可した。ところが土瓶に入れた酒が振る舞われ、羽田と玉田はまたしても度を過ぎってしまった。本校卒業生にして職員であつ

た和田英作、白井雨山、大村西崖、白浜徴らは学校の体面に關わるとして校長に注意し、そのため校長も辭職勧告に踏み切つたのである。

両者の辭職は学内一般に対する一つの警告であつた。官立学校らしからぬ服装や行動をもつて新聞を賑わす生徒たちは校長の心胆を寒からしめた。例えば、これはどこまでが真実かはつきりしないが、上記の奉祝会についても西洋画科と彫刻科の生徒たちはヴィナスを乗せた山車を拵え、これを豚三頭に曳かせ、手古舞代わりに肉襦袢を着せたモデルの行列を先頭に立たせ、生徒は油抜きの大黒傘に菊や鳳凰を描いたのをさし、着物は背中に美の字を書いた御大典模様揃いを着て馬場先へ練りこむことにし、準備を始めようとしたところ、校長に聞きつけられ、一同講堂で説諭されたものの、反抗は収まらなかつたと伝えている新聞もある。

両者の辭任とは同時に校長は生徒監という役職を設け、東洋美術史の教授大村西崖をこれに任命して風紀取締りにあたらせることとした。西崖は卒業生であり、各科に關係していることから生徒の指導に適しているとして選ばれたのである。生徒監という役職は「文部省直轄学校官制」の第六条に「文部省直轄諸学校ニ左ノ職員ヲ置ク 校長 教授 生徒監 助教 書記」とあり、教授と助教授の中間に位置づけられているが、本校ではこれまでに一度も置かれたことがなかつた。それゆえに今回いよいよ学校当局が生徒の風紀取締りに乗り出したことを示している。そして、西崖が生徒監として翌年年頭に風紀取締りの訓示を行い、それが後述のように大きな波紋を呼び起こすことになった。